

議 長 日程第11「議案第31号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」について議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年8月20日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることにより、令和元年10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。これより担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第31号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

ただいま町長の提案どおり、子育てにかかわる経済負担を軽減するため、令和元年5月17日に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月1日から幼児教育・保育が無償化されることに伴い、所要の改正をしたいので提案をさせていただくものでございます。

制度概要といたしましては、幼稚園における幼児教育・保育の利用としまして、3歳から5歳までの全てのクラスにおいて利用料が無償化されるものでございます。また、預かり保育の利用につきましては、保育の必要性のある子供の預かり保育の利用は、利用日数に応じて最大月額までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されるものでございます。

2枚おめくりいただきまして、参考資料の新旧対照表をごらんください。第1条、目的では、幼児教育・保育の利用が無償化となるため、現行の保育料等から入園料等に改めるとともに、改正文では預かり保育の利用について、根拠法令を加えました。第2条から第5条までも同様に保育料等から入園料等と文言を改めました。

第2条、定義では、法改正に伴う用語の意義に修正があり、現行の支給認定児童から、教育・保育給付認定子どもに文言を改めました。これは従来の子供たちのための教育・保育給付認定子どもと、子育てのための施設等利用給付の認定、預かり保育を区別するためでございます。以下、第3条、第6条も同様

に文言を改めました。また、第2条では現行の4歳という表記から満3歳に改めました。

第4条では、2号から第3項まで保育料が無償化になるため、第2項、第3項を削除するとともに、現行の第2号の保育料を0円と改めました。また第2項、第3項を削除したため、第4条第4項が第2項に繰り上げとなります。

第6条、督促では、法改正に伴う用語の意義に修正があり、現行の預かり保育を利用している支給認定児童から、施設等利用給付認定子どもに文言を改めました。これは預かり保育の利用が施設等利用給付として位置づけ、明確化されたものであり、改めました。

第7条では、幼児教育・保育の利用が無償化になるため、条を削除しました。

現行の第8条につきましては、第7条の削除により第8条を第7条に繰り上げました。

また現行の第4条にあります別表につきましては、幼児教育・保育の利用が無償化になるため、別表第1を削除し、預かり保育料の利用別表第2から別表第1に繰り上げました。

改正条文の本文2ページにお戻りください。附則、1、この条例は令和元年10月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の松田町立幼稚園保育料等を定める条例の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額から適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

以上説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 平 野 すいません。この別表第1を削除して、最後のほうに別表第2が別表第1になるという、これがよくわからないんですけれども。どこに当たるのか、ちょっとすいません。あとちょっと2点ほどあるんですが、先にそれだけ、すいません。

教 育 課 長 別表第1につきましては、従前の保育料の条例を表にしたものでございまして、別表第2につきましては預かり保育が記載されていたものでございました。

それを別表第1に繰り上げたものでございます。

1 番 平 野 それがついてないということですね、ここには。「改正がない」の声あり  
はい、わかりました。改正ないのでね。はい。

はい、すいません、わかりました。そうすると預かり保育ということで、預かり保育の場合も保育の必要性が認められる場合には保育料が無償化という対象が出てくるというふうなお話なんですけれども、一部、1日450円換算ですかね。ですから一部保護者負担があると思うんですけれども。これは保護者にとってはやはり使いやすくなるというふうな改正だと思いますけれども、この預かり保育の増加予測はどうなっていますか。それとあと、それに伴ってキャパやスタッフはどうなっていますか。

教 育 課 長 先ほどの保育園の回答と同様なんです、これまで就労してなかった方が就労するとか、そういった予測も見られると思います。現在5名の預かり保育の利用なんです、数名ふえるというような予測があります。この法改正によりまして、働きやすい環境にもなると思いますので、数名の増が見込まれるというふうに推測してます。

またスタッフにつきましては、現在正規職員が預かり保育にかかわっているところでございますが、人数増とかそういった場合は、状況を見まして正規職員の中で運用するのか、または支援教諭を含めた中で運用するのか、状況を見ながら園長とも相談しながら運営していきたいと思っております。

議 長 ほかに。

3 番 井 上 令和元年度についてはですね、10月から令和2年3月までについては国が全額負担をされるということですが、そこでですね、国のほうからの金額というのは、こういった数字をですね、根拠に収入があるのかをお伺いをしたいと思います。この参考資料のですね、現行のところに書いてあります3ページの別表第1、現行のやつがですね、別表第1の表の区分の金額×人数×月数分によるですね、交付金なのか。または国のほうの積算による部分なのかをお願いをしたいと思います。

教 育 課 長 令和元年の10月から令和2年の3月分につきましては、議員さんおっしゃるとおり国の全額負担になります。それは条例に定めており

ます表ではなくて、国の単価の保育料というのが階層が1階層から5階層までございます。1階層は生活保護世帯、2階層が町民税所得割非課税世帯、第3階層が町民税所得割の課税額が7万7,100円以下である世帯、第4階層が町民税の所得割課税が7万1,101円以上21万1,200円以下である世帯、第5階層が町民税所得割課税額が21万1,201円以上である世帯ということで、このように第5階層まで分かれております。歳入といたしましては、この国の階層ごとに基準保育料が定められておりますので、その階層ごとに計算したものが歳入となる予定でございます。

3 番 井 上 はい、ありがとうございます。それではですね、今の階層というのはこの新旧対照表の3ページ、4ページの階層とほぼ同じだというふうに理解をしたんですけれども。わかればですね、国の基準額というのを、ここで10月からですね、交付される額の基準額というのをわかればお知らせしたいんですけれども。

教 育 課 長 階層ごとでよろしいでしょうか。第1階層は、生活保護世帯基準ですので0円でございます。第2階層は、これは子供の数に応じておりまして、子供1人でございますと3,000円です。単価でございます。第2階層の第2子以降、またはひとり親については0円でございます。第3階層の第1子につきましては、基準保育料が1万100円でございます。第2子につきましては5,050円でございます。第3階層の第3子以降、またはひとり親については0円でございます。第4階層の第1子、第2子につきましては2万500円でございます。第4階層の第3子以降については0円でございます。第5階層の第1子、第2子につきましては2万5,700円でございます。第5階層の第3子以降につきましては0円でございます。この第1子、第2子というのは、第2子、第3子というのは、第2子は小学校3年以下の兄弟が1人いる場合です。第3子という文言は、小3以下の兄弟が2人以上いる場合ということで、国では定められております。以上です。

3 番 井 上 わかりました。そういった基準によってですね、町のほうにですね、今年度については全額負担となってくるということで、2年度以降はですね、この部分については地方消費税交付金によるですね、財源の充当があるということだ

というふうに思います。そういった部分としては、またその時点でですね、お知らせ願いたいんですけども。地方消費税交付金というのは今までの松田町の収入部分とはですね、また変わってですね、そういった対象人数等を根拠に積算をした地方消費税交付金の収入となる見込みとなるかどうかをですね、財政担当のほうでわかれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

政策推進課長 消費税、10月1日からの消費税の増ということで、消費税の交付金の令和2年度以降につきましては、町の試算としましては、保育等の無償化の人数等によるものではなく、今、国のほうの示している地財計画等も含めまして、原資であります各税における消費税分の0.5%アップ分を交付するというところまでしか今聞いておりませんので、その人数によって幾ら払うということでは聞いておりません。以上です。

3 番 井 上 わかりました。今のところですね、令和2年度以降ということで、ここで制度改正が始まってですね、これからなのかなというところも…ではないかなというふうにも感じます。またその辺ですね、地方消費税交付金、松田町の結構大きい財源で、これがですね、税率が8%から10%上がるとですね、その分、松田町の地方消費税交付金の収入もその分上がっていくのかなというふうに単純に考えていましたけれども、そういった中でですね、今後とも財政、松田町の財政をですね、についての影響額が大きい部分かと思います。またその辺、詳細がわかればですね、お知らせをいただきたいと思います。以上です。

議 長 この辺で質疑を…。

4 番 南 雲 すいません。先ほど預かり保育を若干名…若干名、数名っておっしゃったんですけど。20日間預けても国の上限の1万1,300円には達しないわけなんですね。そうすると、ほとんど預かり保育は20日間働きたいという方ですと支払わなくても済むっていう計算になりますので。もしふたをあけてみたらたくさんいたってということになると、非常に危機感があるんですけども、そういった場合に事前に預かり保育の希望のある方の希望をとったほうがスムーズにいくかと思います。職員のふやす、人員のふやすことも考えなくてはいけないということで、10月からいきなり預かり保育がふえましたということだと、対応がちょっと間に合わないかと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

教 育 課 長 先ほども答弁いたしました。状況を見て対応していくしかない。そういった体制も考えながら、幼稚園長とも相談しながら対応できるように努めて検討してまいりたいと思っています。

議 長 4番、よろしいですか。（「はい」の声あり）  
ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑なしとお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第31号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日本日予定しました日程の全てが終了をいたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日はまことに御苦労さまでございました。  
(16時28分)